平成２９年（フ）第３６３５号
東京都江戸川区西葛西４丁目３－５－206
破産者　新西洋一郎（旧姓北田）
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６３６号
東京都小金井市貫井南町３丁目17－３－411
破産者　中村　　晃
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６３８号
東京都品川区西品川１丁目４－２－303
破産者　和泉　憲央
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６６８号
東京都江戸川区松江１丁目13－24－206
破産者　山下　茂雄
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７０４号
東京都大島町元町字地の岡65－16
破産者　村井　康隆
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７０５号
東京都八王子市元八王子町２丁目1119－１－203
破産者　三浦　雅史
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７０７号
神奈川県川崎市高津区梶ケ谷３丁目７－４－203
破産者　山口　未来
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７４７号
東京都世田谷区経堂３丁目37－18－102
破産者　長田　全啓
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７７２号
東京都足立区神明１丁目３－２－702
破産者　武藤　　亮
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７７５号
東京都中野区本町１丁目10－２－201
破産者　坂元　多門
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７８３号
東京都中野区新井２丁目46－５－402
破産者　寺田　勝弥
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７９０号
東京都日野市豊田４丁目28－６－202
破産者　窪田　　薫
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８００号
東京都西東京市芝久保町２丁目17－754
破産者　増島　仁彦
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８３１号
埼玉県さいたま市中央区上落合９丁目６－９
破産者　松井　淳一
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８３３号
宮城県多賀城市東田中２－40－３　多賀城ロジュマンＦ－1108、住民票上の住所東京都港区六本木７丁目17－22－303
破産者　片倉　明彦
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８３５号
東京都品川区勝島１丁目３－７－1203、開始決定時の住所東京都大田区田園調布１丁目21－３
破産者　大田原　巌
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８３９号
東京都文京区白山５丁目８－12－303
破産者　青木富美代
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８４５号
東京都練馬区西大泉３丁目29－13
破産者　徳永　幸修
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４号
山形県酒田市飛鳥276番地
破産者　株式会社ネクストムーブ
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１１号
千葉県我孫子市根戸344番地の55
破産者　落合ヴィオレタこと　オチアイ　ヴィオレタ　ジェラルド
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６２号
千葉県我孫子市下ヶ戸1820番地13
破産者　株式会社グッドライフ
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部